

## 次期京都市市民スポーツ振興計画に関する市民アンケート等調査業務委託に係る 提案について（募集要項）

次期京都市市民スポーツ振興計画に関する市民アンケート等調査業務委託について、次のとおり受託希望者からの提案を募集します。

### 1 委託名称

次期京都市市民スポーツ振興計画に関する市民アンケート等調査業務

### 2 委託内容

別紙「仕様書」のとおり

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 委託料上限額

2,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 5 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としません。

- (1) 京都市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (4) 市町村税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は企画提案代理人として使用する者でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) 近畿圏内（京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県及び和歌山県）に本店、支店又は営業所を有すること。
- (9) 過去5年間に、本市、他の政令指定都市又は都道府県から、計画（基本計画や振興計画に類するもの。施設整備等のハードに関する計画を除く。）の調査・策定・改訂業務の受託実績を有すること。
- (10) 過去5年間に(9)に定める業務実績を有する業務責任者を配置できること。

### 6 提出方法

#### (1) 受付期間

令和7年9月16日（火）午後5時 必着

(2) 受付場所

京都市文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当 大西、尾崎  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
京都市役所分庁舎地下1階

TEL 075-222-3134

FAX 075-213-3367

電子メール sports@city.kyoto.lg.jp

(3) 申請方法

郵送又は持参

(4) 提出物

① 様式1「参加申請書」 1部

② 様式2「次期京都市市民スポーツ振興計画に関する市民アンケート等調査業務についての提案書（以下、「提案書」という。）」、見積書及び必要に応じて添付資料各5部

※ 見積書は、委託項目ごとに人件費・直接経費等を算出するほか、積算の内訳が詳細に把握できるようにしてください。

③ 受託希望者の概要を記した提案企業概要（様式3）又は同内容を網羅した会社案内

④ 様式4「誓約書」 1部

## 7 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

令和7年9月8日（月）午後5時までに提出してください。提出方法は、「(2)受付場所」に記載のメールアドレスに、「京都市市民スポーツ振興計画に関する市民アンケート等調査業務プロポーザル（質問）」と件名を記入したうえで、電子メールで行ってください。電話及び対面での質問は受け付けません。

令和7年9月10日（水）までに参加申請のあった方全員に回答を送付します。

## 8 提案の選定

(1) 審査及び選定

京都市は、提案書の内容により、以下の評価基準に基づいて採点を行い、各項目における各審査員の審査結果から算出する合計得点（100点満点）の平均点を審査結果とし、最も順位の高い提案者を受託候補者として選定します。ただし、平均点が6割を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しません。

[評価基準]

評価項目	評価のポイント
① 提案内容	・ 提案書の内容が具体性、専門性、実現性に優れているか
② 市政及びスポーツ行政の理解度	・ 京都市政及び本市のスポーツ行政を十分理解したうえでの提案か
③ 調査結果分析、資料作成能力	・ 調査結果についての的確に分析し、報告書にまとめる能力があるか ・ 的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか

評価項目	評価のポイント
④実施体制	・ 仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か
⑤業務実績	・ これまでに本業務に類似又は関連する業務を実施した実績がどれだけあるか
⑥受託希望金額	・ 提案内容の質の高さに応じた受託希望金額か ・ 見積金額及び積算内訳は適正であるか
⑦市内企業	・ 本市区域内に本店又は主たる事務所を有する企業であるか

(2) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、受託希望者及び評価点等が分かる情報をホームページにて公表します。

9 受託候補者への通知及び契約の締結

京都市は、受託候補者に対して文書で通知し、同事業者と契約に関する協議を行い、契約を締結します。なお、両者の協議が整わない場合、京都市は次順位の提案者と契約に関する協議を行います。

10 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書、見積書等は、提案者に返却しません。
- (3) 参加申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合並びに参加資格要件を満たさないこととなった場合は、当該参加申請書及び提案書を無効とします。
- (4) 本業務における契約方法（支払方法及び成果品〔業務報告〕提出方法等含む）については、受託事業者が正式に決定次第、本市と協議し決定するものとします。
- (5) 業務の事務処理手順や手法に関しては、業務を円滑に遂行する観点から、仕様書に記載された事項を逸脱しない範囲で、本市と協議、調整を行い適切に対応するものとします。
- (6) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本市の指示に従ってください。
- (7) 仕様書に記載のない事項又は仕様書に関して疑義が生じた場合は、本市と受託事業者が協議の上、業務の円滑な遂行に努めることとします。
- (8) 本業務は、仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとします。
- (9) 参考として、京都市文化市民局市民スポーツ振興室のホームページ（現行計画「スポーツの絆が生きるまち推進プラン 京都市市民スポーツ振興計画」及び令和7年度第1回京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議資料のうち以下のものをご覧ください。  
「令和7年度第1回京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議」資料  
・ 次期京都市市民スポーツ振興計画について  
※ 本プロポーザルの募集HPに参考資料として添付しております。